

改正育児・介護休業法等説明会

持続可能で、安心できる社会をつくる為には、「就労」と「結婚・出産・子育て」あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」を解消し、「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」を実現することが必要不可欠です。

このためには、すべての労働者を対象とした長時間労働の抑制等働き方の改革を進めるとともに、仕事と家庭の両立支援対策を進めていくことが重要です。

今回の育児・介護休業法の改正では、介護をしながら働く方や有期契約労働者が、育児休業や介護休業を取得しやすくなるような両立支援策を整備しています。併せて、妊娠・出産、育休等を理由としたハラスメント対策が事業主に新たに義務付けされます。

早急に企業での取組等を進めて頂くため、説明会を開催いたします。是非ご参加ください。

日時：平成28年10月28日（金）13:30～15:30

会場：博多サンヒルズホテル

住所：福岡市博多区吉塚本町13番55号

電話番号：0800-100-1176

無料



※公共の交通機関をご利用下さい。

説明

「改正育児・介護休業法等(妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対策含む)について」

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

説明会終了後、個別相談会を実施します！

妊産婦・育休・介休者の雇用管理等についてご相談に応じます。

下記参加申込書にご記入の上、福岡労働局雇用環境・均等部指導課までFAXまたは郵送でお申し込みください。申込み締切：10月10日（月）※定員となり次第締め切りとさせていただきます。

※参加通知書等は返送いたしませんので、ご了承ください。また、申し込みが多数の場合、複数でのご出席を調整いただく場合がありますので、ご了承ください。

※資料のみのご郵送等はいりませんので、ご了承ください。

●お問合せ・申込先：福岡労働局雇用環境・均等部指導課 FAX：092-411-4895
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館（TEL：092-411-4894）

【参加申込書】

事業所名	
所在地	(電話)
参加者役職・氏名	
個別相談の有無等	☐ 有 ☐ 無 (内容)